

(証券コード4063)  
平成21年6月5日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目6番1号

**信越化学工業株式会社**

代表取締役  
社 長 金 川 千 尋

## 第132回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第132回定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月25日(木曜日)午後5時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成21年6月26日(金曜日)午前10時
  2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目6番1号  
朝日生命大手町ビル27階 大手町サンスカイルーム
  3. 目的事項
- 報告事項
1. 第132期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第132期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役14名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件
- 第6号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)継続の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.shinetsu.co.jp>)に掲載させていただきます。

# 添 付 書 類

## 事 業 報 告

〔平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く事業環境は、期前半においては、原油をはじめとする原材料価格が高水準で推移し、また、期後半には、米国に端を発した金融危機により世界経済が急速に悪化するなど、極めて厳しい状況となりました。わが国経済につきましても、当初は底堅く推移しましたものの、期後半以降、世界規模で需要が減少したことから、企業収益が大幅に落ち込み、雇用情勢が悪化するなど、景気は深刻な状況となりました。

このような状況のもとで、当社グループは、世界の幅広い顧客への積極的な販売活動を展開するとともに、経営の合理化、効率化や新規製品の開発、事業化にも鋭意取り組み、また、安全を最優先とした操業と環境の保全にも努めてまいりました。

当連結会計年度の業績といたしましては、売上高は、前期に比べ12.8%（1,755億5千1百万円）減少し、1兆2,008億1千3百万円となりました。営業利益は、前期に比べ18.9%（542億1千8百万円）減少し、2,329億2千7百万円となり、経常利益も、前期に比べ16.5%（495億7百万円）減少し、2,505億3千3百万円となりました。また、当期純利益は、前期に比べ15.7%（288億4千9百万円）減少し、1,547億3千1百万円となりました。

以下、部門別に事業の概況をご報告いたします。

#### 有機・無機化学品部門

塩化ビニルは、米国シンテック社が、住宅市場の低迷が続く中、世界中の顧客への拡販により高水準の稼働を継続し、利益を大きく伸長させました。また、オランダのシンエツPVC社は、欧州での販売が堅調に推移しました。一方、国内事業は、需要低迷の影響を強く受けましたことから、出荷が振るわず、厳しい状況が続きまし

た。

シリコンは、期前半は、自動車・情報機器向けなどが堅調に推移しましたものの、期後半から幅広い分野で需要が減退し、業績は前期を下回りました。また、信越ポリマー(株)の携帯電話用キーパッドは、価格競争の激化や出荷の減少により、業績は大幅に落ち込みました。

セルロース誘導体は、国内事業が医薬品向けを中心に好調に推移しましたものの、ドイツのSEタイロズ社は、建材向けの需要が減少しましたことから、業績は伸び悩みました。また、金属珪素は、製品価格の上昇が寄与し、好調に推移しました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ10.2%（718億2千8百万円）減少し、6,291億7千4百万円となり、営業利益は、前期に比べ4.4%（43億3千9百万円）減少し、951億4千2百万円となりました。

## 電子材料部門

半導体シリコンは、期前半は、300mmウエハーを中心に堅調に推移しましたが、期後半から、幅広い分野でデバイス需要が急速に減少しましたことから、業績は前期を下回りました。

電子産業用希土類磁石は、パソコン用ハードディスク・ドライブの生産調整の影響を受けましたことから、低調に推移しました。また、フォトレジスト製品も、出荷が振るわず、業績は前期を下回りました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ17.2%（971億7千6百万円）減少し、4,675億2千万円となり、営業利益は、前期に比べ30.8%（498億6千6百万円）減少し、1,122億3千4百万円となりました。

## 機能材料その他部門

合成石英は、光ファイバー用プリフォームが、世界的な通信データ量の増大に伴う需要の増加により堅調に推移しましたものの、液晶用大型フォトマスク基板は、需要の落ち込みと市況の低迷が続き、低調に推移しました。

一般用希土類磁石は、期前半は、エアコン用省エネ・モーター向けなどが好調に推移しましたものの、期後半から、光ピックアップ

やF Aモーター向けを中心に需要が落ち込み、業績は伸び悩みました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ5.9%（65億4千7百万円）減少し、1,041億1千8百万円となり、営業利益は、前期に比べ1.1%（2億8千8百万円）減少し、257億2千4百万円となりました。

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中の投資金額は、1,594億6百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主な設備

半導体シリコン300mmウエハー製造設備（信越半導体株、シンエツ  
ハンドウタイ アメリカ社）の増強

塩化ビニルー貫製造設備（シンテック社）の新設（第1期）

レア・アース分離精製設備（当社武生工場）の増強

当連結会計年度末現在建設中の主な設備

塩化ビニルー貫製造設備（シンテック社）の増強（第2期）

セルロース製造設備（SEタイローズ社）の増強

なお、当連結会計年度の投資資金は主に自己資金によってまかなっております。

## (3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済の低迷は深刻さを増しており、国内におきましても、設備投資の減少や雇用情勢の悪化に伴う個人消費の低迷が続くものと懸念されるなど、先行き極めて厳しい状況が予想されます。

このような状況のもとで、当社グループといたしましては、直面する厳しい事業環境を乗り切るため、市場の変化を的確にとらえ、世界の幅広い顧客に積極的な販売活動を展開するなど、最大限の努力をしております。また、世界最高水準の技術や品質の確立とともに生産性の向上にも注力し、盤石な事業基盤の構築をめざしております。

塩化ビニル事業では、米国シンテック社において、電解から塩化ビニル樹脂までの一貫製造工場を建設しており、第1期工事が完了したことから、稼動を開始いたしました。また、欧州におきまして

も、オランダのシンエツPVC社の事業基盤強化のため、ポルトガルのシレス社を100%子会社とする手続きを進めております。今後とも、日米欧の三極体制を十分に活用し、世界最大の塩化ビニル樹脂メーカーとしての地位を、より強固なものにしてまいります。

シリコン事業では、幅広い需要分野を有する製品特性を活かし、新製品及び新規用途の開発を促進いたします。また、日本、タイ、米国などの各工場での一層の生産性の向上に努め、日本国内のみならず海外での事業を強化してまいります。

半導体シリコン事業では、300mmウエハの需要動向を的確に捉え、世界最大のメーカーとして、品質の高い製品を安定的に供給してまいります。また、200mm以下のウエハでは、高付加価値化や特殊用途向けの開発による差別化により、競争力の強化に注力いたします。

希土類磁石事業では、新設したレア・アース分離精製設備を活かし一層の生産性の向上に努めるとともに、需要の増加が期待されるハイブリッド自動車向けなどを中心に、拡販に取り組んでまいります。

セルロース事業では、医薬用製品の安定供給を図るため、当社直江津工場に加え、ドイツのSEタイロズ社でも製造設備の建設を進め、引き続き事業の強化に努めてまいります。

さらに、将来の事業拡大のため、新規製品の研究開発と事業化及びM&Aなども視野に入れた新しい事業の開拓にも注力してまいります。

また、安全確保、環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を果たし、引き続き企業価値の最大化に努めてまいります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期	第129期 平成17年度	第130期 平成18年度	第131期 平成19年度	第132期 平成20年度
売 上 高(百万円)	1, 127, 915	1, 304, 695	1, 376, 364	1, 200, 813
当 期 純 利 益(百万円)	115, 045	154, 010	183, 580	154, 731
1株当たり当期純利益(円)	266. 63	357. 78	426. 63	362. 39
純 資 産(百万円)	1, 173, 679	1, 360, 315	1, 483, 669	1, 407, 353
総 資 産(百万円)	1, 671, 280	1, 859, 995	1, 918, 544	1, 684, 944

(注) 1. 第130期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」

(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2. 第132期は、半導体シリコンなどの電子材料事業を中心に世界規模での需要減少の影響を受け、減収、減益となりました。

## (5) 重要な子会社等の状況 (平成21年3月31日現在)

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
SHINTECH INC. (米国)	US \$ 18.75	% 100.0	塩化ビニルの製造・販売
信越半導体株式会社	10,000百万円	100.0	半導体シリコンの製造・販売
Shin-Etsu Handotai America, Inc. (米国)	US \$ 150,000,000	100.0 (100.0)	半導体シリコンの製造・販売
信越ポリマー株式会社	11,635百万円	52.2 ( 0.1)	合成樹脂製品等の製造・販売
S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd. (マレーシア)	RM 181,500,000	98.3 ( 98.3)	半導体シリコンの加工・販売
Shin-Etsu PVC B. V. (オランダ)	EUR 18,200	100.0 (100.0)	塩化ビニルの製造・販売
信越エンジニアリング株式会社	200百万円	100.0	各種プラント等の設計・建設
SE Tylose GmbH & Co.KG (ドイツ)	EUR 500,000	100.0 (100.0)	セルロース誘導体の製造・販売
SHIN-ETSU HANDOTAI EUROPE LIMITED (英国)	£ Stg. 73,000,000	100.0 (100.0)	半導体シリコンの加工・販売
長野電子工業株式会社	80百万円	90.0	半導体シリコンの加工
台湾信越半導体股份有限公司(台湾)	NT \$ 1,500,000,000	70.0 ( 70.0)	半導体シリコンの加工・販売
直江津電子工業株式会社	200百万円	100.0 ( 10.0)	半導体シリコンの加工
信越アステック株式会社	495百万円	99.6 ( 1.8)	化学製品等の販売及び建築の請負

(注) 出資比率欄の ( ) 内の数字は、当社の子会社の出資比率を内数で表示したものであります。

## ② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
三益半導体工業株式会社	18,824百万円	39.7 ( 1.0 ) %	半導体シリコンの加工及び精密機器の販売
信越石英株式会社	1,000百万円	50.0	石英ガラス製品の製造・販売
鹿島塩ビモノマー株式会社	1,500百万円	50.0	塩化ビニルモノマーの製造

(注) 出資比率欄の ( ) 内の数字は、当社の子会社の出資比率を内数で表示したものであります。

## ③ 企業結合の成果

前記の重要な子会社及び関連会社を含め、当連結会計年度の連結子会社は68社、持分法適用会社は8社であります。

当連結会計年度の売上高は、1兆2,008億1千3百万円（前期比12.8%減）、当期純利益は、1,547億3千1百万円（前期比15.7%減）となりました。

## ④ 主要な技術提携先

ダウ・コーニング・コーポレーション（米国）との間でシリコンの製造に関し、また、日立金属株式会社との間で希土類磁石の製造に関し、技術提携を行っております。

## (6) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

下記製品の製造及び販売等

有機・無機化学品部門	塩化ビニル、シリコン、メタノール、クロロメタン、セルロース誘導体、か性ソーダ、金属珪素、ポパール
電子材料部門	半導体シリコン、電子産業用有機材料、電子産業用希土類磁石、フォトレジスト製品
機能材料その他部門	合成石英製品、レア・アース、一般用希土類磁石、液状フッ素エラストマー、ペリクル、技術・プラント輸出、商品の輸出入、建設・修繕、情報処理ほかサービス

(7) 主要拠点 (平成21年 3月31日現在)

① 当社

本社 東京都千代田区大手町二丁目6番1号  
営業所 大阪支店、名古屋支店、福岡支店  
工場 直江津工場 (新潟県)、武生工場 (福井県)、群馬事業所〔磯部工場、松井田工場〕、鹿島工場 (茨城県)  
研究所 シリコン電子材料技術研究所、精密機能材料研究所 (以上群馬県)、塩ビ・高分子材料研究所 (茨城県)、合成技術研究所、新機能材料技術研究所 (以上新潟県)、磁性材料研究所 (福井県)

(注) 平成20年6月30日付で北関東営業所 (群馬県) を廃止いたしました。

② 子会社

国内 信越半導体株式会社、信越ポリマー株式会社、信越エンジニアリング株式会社、信越アステック株式会社 (以上東京都)、長野電子工業株式会社 (長野県)、直江津電子工業株式会社 (新潟県)  
海外 SHINTECH INC.、Shin-Etsu Handotai America, Inc. (以上米国)、S.E.H. Malaysia Sdn. Bhd. (マレーシア)、Shin-Etsu PVC B.V. (オランダ)、SE Tylose GmbH & Co. KG (ドイツ)、SHIN-ETSU HANDOTAI EUROPE LIMITED (英国)、台湾信越半導体股份有限公司 (台湾)

(8) 従業員の状況 (平成21年 3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前期末比
有機・無機化学品	9,781 名	- 339 名
電子材料	7,900	- 757
機能材料その他	1,489	+ 25
合計	19,170	-1,071

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
2,609 名	+19 名	41.8 歳	20.1 年

(注) 従業員数は就業人員であります。



## (9) 主要な借入先 (平成21年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
日本生命保険相互会社	3,790
国際協力銀行	3,568
明治安田生命保険相互会社	2,424
株式会社八十二銀行	2,121
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,312

(注) 上記には、シンジケートローンによる借入金(総額7,888百万円)は含まれておりません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成21年3月31日現在)

- (1) 株式数及び株主数
- |          |                |
|----------|----------------|
| 発行可能株式総数 | 1,720,000,000株 |
| 発行済株式の総数 | 432,106,693株   |
| 株主の総数    | 65,376名        |

(注) 発行済株式の総数には自己株式7,636,973株が含まれております。

## (2) 発行済株式の総数の10分の1以上の株式を保有する大株主

該当事項はありません。

なお、上位10名の株主の状況は、次のとおりであります。

株主名	当社への出資の状況	
	持株数	出資比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	41,662	9.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	35,984	8.5
日本生命保険相互会社	24,370	5.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	20,718	4.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	12,077	2.8
株式会社八十二銀行	11,790	2.8
明治安田生命保険相互会社	11,529	2.7
日本興亜損害保険株式会社	8,077	1.9
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	7,424	1.7
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,095	1.7

(注) 当社は、自己株式7,636,973株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。また、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権に関する事項

#### (1) 新株予約権（ストックオプション）の状況（平成21年3月31日現在）

##### ① 新株予約権の概要

当社が発行している新株予約権（ストックオプション）の概要は、次のとおりです。

発行回次 (発行日)	新株 予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	1株 当たり 発行 価額	権利行使 時の1株 当たり 払込金額	権利行使期間	対象者
第3回新株予約権 (平成16年7月5日)	150個	当社普通株式 15,000株	無償	3,957円	平成16年7月5日 ～ 平成21年3月31日	当社 取締役 及び 従業員
第4回新株予約権 (平成17年6月29日)	1,560個	当社普通株式 156,000株	無償	4,244円	平成17年6月29日 ～ 平成22年3月31日	同上
第5回新株予約権 (平成18年7月13日)	5,871個	当社普通株式 587,100株	無償	6,560円	平成18年7月13日 ～ 平成23年3月31日	同上
第6回新株予約権 (平成19年7月2日)	9,150個	当社普通株式 915,000株	無償	8,949円	平成19年7月2日 ～ 平成24年3月31日	同上
第7回新株予約権 (取締役用) (平成20年7月14日)	5,750個	当社普通株式 575,000株	943円	6,755円	平成21年7月15日 ～ 平成25年3月31日	当社 取締役 (社外 取締役 を除く)
第7回新株予約権 (従業員用) (平成20年7月14日)	2,510個	当社普通株式 251,000株	無償	6,755円	平成21年7月15日 ～ 平成25年3月31日	当社 従業員

(注) 1. 第3回から第6回までの各新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。

①新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。

②新株予約権の割当てを受けた者の死亡後2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

③その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2. 第7回新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。

①新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。

②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（た

し、権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記①に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。

③その他の条件については「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ② 当社役員が保有する新株予約権（ストックオプション）の状況  
前記① 新株予約権の概要に記載された新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権（ストックオプション）の区分別の状況は、次のとおりです。

区 分	発 行 回 次	新株予約権の数	保有者数
取 締 役 (社外取締役を除く)	第3回新株予約権	0個	0名
	第4回新株予約権	610個	4名
	第5回新株予約権	4,120個	13名
	第6回新株予約権	5,670個	16名
	第7回新株予約権	5,750個	16名
社 外 取 締 役	第3回新株予約権	150個	1名
	第4回新株予約権	650個	2名
	第5回新株予約権	650個	2名
	第6回新株予約権	950個	4名
	第7回新株予約権	－個	－名

(2) 当事業年度中に従業員に対し交付した新株予約権（ストックオプション）の状況

平成20年6月27日の取締役会決議に基づき、平成20年7月14日付で、従業員61名に対して以下のとおり、ストックオプションとして第7回新株予約権（従業員用）を発行いたしました。

- ① 交付した新株予約権の数  
2,510個
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 251,000株（新株予約権1個につき普通株式100株）
- ③ 発行価額  
無償
- ④ 権利行使時の1株当たり払込金額  
6,755円
- ⑤ 権利行使期間  
平成21年7月15日から平成25年3月31日まで
- ⑥ 新株予約権の権利行使の条件  
前記(1)① 新株予約権の概要の（注）2.に記載のとおりです。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成21年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	金 川 千 尋	SHINTECH INC. 取締役社長
代表取締役専務	森 俊 三	総務・人事関係担当、 電子材料事業本部長
代表取締役専務	秋 谷 文 男	半導体事業・精密材料事業・技術・ 資材関係担当 信越半導体㈱代表取締役社長
代表取締役専務	斉 藤 恭 彦	社長室・広報・経理・法務関係担当 信越半導体㈱代表取締役副社長 Shin-Etsu Handotai America, Inc. 取締役社長
常 務 取 締 役	幅 田 紀 一	環境保安・業務監査関係担当
常 務 取 締 役	小 野 義 昭	シリコン電子材料技術研究所長、 研究開発部長、特許部長、新規製品 部長
常 務 取 締 役	高 杉 晃 司	シリコン事業本部長、国際事業本部長
※1 取 締 役	Frank Peter Popoff	
※1 取 締 役	河 野 俊 二	東京海上日動火災保険㈱名誉顧問
※1 取 締 役	金 子 昌 資	㈱一休 取締役会長
※1 取 締 役	宮 崎 毅	三菱倉庫㈱相談役
取 締 役	石 原 俊 信	新機能材料技術研究所長、 新機能材料部長
取 締 役	宮 島 正 紀	塩ビ事業本部長
取 締 役	中 村 敦	有機合成事業部長
取 締 役	荒 井 文 男	Shin-Etsu PVC B.V. 取締役社長 SE Tylose GmbH & Co. KG取締役社長
取 締 役	笠 原 俊 幸	経理部長
取 締 役	小根澤 英 徳	有機合成事業部副事業部長
取 締 役	轟 正 彦	半導体事業部業務部長
取 締 役	中 村 健	社長室長、広報部長
取 締 役	秋 本 俊 哉	秘書室長

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
常 勤 監 査 役	岡 田 理	弁護士・柏木総合法律事務所マネージングパートナー、慶應義塾大学大学院法務研究科教授  公認会計士・税理士、千葉・小坂会計事務所パートナー  ㈱ジャスダック証券取引所最高顧問
監 査 役	渡 瀬 昌 彦	
※2 監 査 役	福 井 琢	
※2 監 査 役	小 坂 義 人	
※2 監 査 役	永 野 紀 吉	

- (注) 1. ※1印は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. ※2印は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 取締役小根澤英徳氏は、平成20年11月18日付で、信越半導体(株)常務取締役を退任いたしました。  
 4. 監査役小坂義人氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	21 <small>名</small>	1,423 <small>百万円</small>	うち社外役員7名 137百万円
監 査 役	5	77	
合 計	26	1,500	

- (注) 1. 上記には、平成20年6月27日開催の第131回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。  
 2. 取締役及び監査役への支給額には、当事業年度に係る賞与引当額及び役員退職慰労金引当額が含まれております。なお、平成20年6月27日開催の第131回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。  
 3. 上記のほか、平成20年6月27日の取締役会決議に基づき、社外取締役を除く取締役16名に対しストックオプションとしての新株予約権489百万円を付与いたしました。  
 4. 取締役への支給額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額(賞与を含む)は含まれておりません。  
 5. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が、当社子会社から同社の役員として受けた報酬等の総額は21百万円であります。また、社外役員が、当社親会社又は当該親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等につきましては、該当事項はありません。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況  
該当事項はありません。
- ② 他の会社の社外役員の兼任状況  
社外取締役河野俊二氏は、㈱ニコンの社外取締役及び東京急行電鉄㈱の社外監査役を兼任しております。
- ③ 当社又は当社の主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度中の取締役会等での主な活動状況  
業務執行に係る当社の主な審議・決定機関としては、法定の取締役会のほか、常務委員会があり、原則として、いずれも毎月1回開催されております。当社社外役員は、これらの会議に出席するなどの方法により、以下のとおりの活動を行いました。

#### イ. 社外取締役の活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
Frank Peter Popoff	同氏は、米国在住であること、また、時差の関係からテレビ・電話会議システムを利用した取締役会開催も難しい状況にあることから、当事業年度に開催された取締役会への出席回数は2回でした。しかし、当社では、出席できない社外役員から審議事項に関する意見を事前に聴取することや議事録の写しを送付し、審議の内容を電話で詳細に説明することなどにより、社外役員の業務執行に係る検討・決定への関与を図っております。同氏は、米国ダウ・ケミカル社での経営経験を活かした大所高所からの助言を行うとともに、独立した立場からの監督を行いました。また、同氏は役員報酬委員会の委員長を務めております。
河野俊二	同氏は、取締役会に出席するほか（出席率86%）、常務委員会に出席し、旧東京海上火災保険㈱での経営経験を活かした大所高所からの発言を行うとともに、独立した立場からの監督を行いました。
金子昌資	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会に出席するほか、常務委員会に出席し、旧㈱日興コーディアルグループでの経営経験を活かした大所高所からの発言を行うとともに、独立した立場からの監督を行いました。
宮崎 毅	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会に出席するほか、常務委員会に出席し、三菱倉庫㈱での経営経験を活かした大所高所からの発言を行うとともに、独立した立場からの監督を行いました。

## ロ. 社外監査役の活動状況

氏名	主な活動状況
福井 琢	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において法律に関する専門的見地からの発言を行い、コンプライアンス体制の確保に努めました。
小坂義人	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において財務・会計に関する専門的見地からの発言を行い、コンプライアンス体制の確保に努めました。
永野紀吉	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において(株)ジャスダック証券取引所での経営経験に基づく幅広い見地からの発言を行い、コンプライアンス体制の確保に努めました。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称（平成21年3月31日現在）

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日付で新日本監査法人が名称変更したものであります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額

81百万円

ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

118百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。

#### (4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務報告に係る内部統制のアドバイザー・サービスの対価を支払っております。

#### (5) 当社の会計監査人以外の監査法人による当社子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、信越半導体株式会社、信越ポリマー株式会社、S.E.H. Malaysia Sdn.Bhd.、Shin-Etsu PVC B.V.、信越エンジニアリング株式会社、SE Tylose GmbH & Co.KG、SHIN-ETSU HANDOTAI EUROPE LIMITED、信越アステック株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

#### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。以上による場合のほか、当社都合又は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

### 6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、遵法精神に徹し公正な企業活動を行うことを企業理念として掲げる。

当社は、コンプライアンス体制に関する各種の規程を整備し、取締役及び使用人は、これらの規程に従って業務を遂行する。その体制の運用状況については、業務監査部並びに個々の監査内容に関係する部門が内部監査を実施する。

法令等違反行為の早期発見と是正を図るため、コンプライアンス相談室を設け、社内規程に基づきコンプライアンス相談・通報制度を運用する。また、適切な方法によりコンプライアンス教育を実施する。

会社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、



取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報資産管理規程その他の社内規程に基づき、職務の執行に関する文書等の記録を作成、保存する。これらの記録は、取締役及び監査役の求めに応じて速やかに提供する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制に関する諸規程を整備するとともに、業務執行に伴い発生する可能性のあるリスクの発見と未然防止等を図るため、リスクマネジメント委員会が、横断的な活動を推進する。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、情報交換及び適切なリスク管理の確保に努める。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程、業務分掌その他の社内規程に基づく意思決定ルール、職務分担により、取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われる体制をとる。

また、取締役の職務執行の効率性向上に資するため、社外取締役を選任し、この社外取締役が独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。

## (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、遵法精神に徹し公正な企業活動を行うことを企業理念として掲げる。

子会社における業務について、業務監査部並びに個々の監査内容に関係する部門が、必要に応じて子会社の内部監査部門と協同して、当該子会社の内部監査を実施する。

また、当社及び主要子会社の常勤監査役等からなる監査役連絡会及びグループ監査役連絡会を設け、さらに、当社常勤監査役は他の監査役（社外監査役を含む）とともに、関連会社会議、関連会社社長会に出席するなどの方法により、情報収集を図る。

## (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する者として、社内規程に定める方法により、社の使用人の中から監査役スタッフを任命する。

## (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの任命及び解任等については、社内規程に定める方法により、監査役の同意を得る。

## (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、社内規程に定める方法により、次の事項を遅滞なく報告する。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
- ② 経営、財務情報に係る重要事項
- ③ 内部監査の実施状況
- ④ 重大な法令・定款違反
- ⑤ コンプライアンス相談・通報制度の運用状況及び通報の内容

## (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人との定期的意見交換会を開催するほか、業務監査部との定例報告会を開催するなど関係を図る。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (以下、「本基本方針」といいます。)

当社グループは、「有機・無機化学品事業」、「電子材料事業」、「機能材料その他事業」を営んでおりますが、当社及び関係会社が製造・販売等を分担し、相互に協力して、事業活動を展開しております。当社グループの経営には、これらの事業に関する幅広い知識と豊かな経験、並びに、世界各国の顧客、従業員及び取引先などのステークホルダーとの間に築かれた関係についての十分な理解が欠かせません。当社は、当社の企業価値の最大化に資する者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配すべきであると考えておりますが、当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様任せられるべきものであると理解しております。但し、そのためには、当該買付行為に関する十分な情報が、買付行為を行う者及び当社の双方から、株主の皆様へ提供されることが重要であると考えます。

一方、大規模買付行為の中には、当社企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なうと判断されるものもあり得ますことから、このような買付行為に対しては、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会が適切と考える方策をとることも必要であると考えます。

### (2) 当社グループの企業価値向上に向けた取組みについて

(「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み」)

#### ① 経営方針

当社グループは、安全をいかなる場合も最優先とし、公正な企業活動を行い、素材と技術を通じて暮らしや産業・社会に貢献することにより企業価値を高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことをめざしております。そのために、世

界最高水準の技術や品質の確立とともに生産性の絶え間ない向上に努めながら、世界中の顧客と安定した取引関係を築き、経済情勢や市況の変化に的確に対応できる経営を進めております。

## ② 具体的な取組み

塩化ビニル事業では、米国シンテック社において、電解から塩化ビニル樹脂までの一貫製造工場を建設しており、第1期工事が完了したことから、稼働を開始いたしました。また、欧州におきましても、オランダのシンエツPVC社の事業基盤強化のため、ポルトガルのシレス社を100%子会社とする手続きを進めております。今後とも、日米欧の三極体制を十分に活用し、世界最大の塩化ビニル樹脂メーカーとしての地位を、より強固なものにしてまいります。

シリコン事業では、幅広い需要分野を有する製品特性を活かし、新製品及び新規用途の開発を促進いたします。また、日本、タイ、米国などの各工場での一層の生産性の向上に努め、日本国内のみならず海外での事業を強化してまいります。

半導体シリコン事業では、300mmウエハの需要動向を的確に捉え、世界最大のメーカーとして、品質の高い製品を安定的に供給してまいります。また、200mm以下のウエハでは、高付加価値化や特殊用途向けの開発による差別化により、競争力の強化に注力いたします。

希土類磁石事業では、新設したレア・アース分離精製設備を活かし一層の生産性の向上に努めるとともに、需要の増加が期待されるハイブリッド自動車向けなどを中心に、拡販に取り組んでまいります。

セルロース事業では、医薬用製品の安定供給を図るため、当社直江津工場に加え、ドイツのSEタイローズ社でも製造設備の建設を進め、引き続き事業の強化に努めてまいります。

さらに、将来の事業拡大のため、新規製品の研究開発と事業化及びM&Aなども視野に入れた新しい事業の開拓にも注力してまいります。

また、安全確保、環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を果たし、引き続き企業価値の最大化に努めてまいります。

以上の取組みは、いずれも当社グループの企業価値を向上させ、その結果、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう当社株式の大規模な買付行為がなされるリスクを低減するものと考えられますことから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、これらの取組みは当社グループの企業価値を向上させるものですから、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

## (3) 大規模買付行為への対応方針

(「本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」)

当社は、株主の皆様や投資家の皆様に対して積極的なIR活動を進めておりますものの、大規模買付行為(特定株主グループの議決権割合を20%以上とするこ

とを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を以下、「大規模買付者」といいます。)の開始時に、大規模買付者が提示する買付対価が適切か否かを株主の皆様が的確にご判断なさるためには、大規模買付者及び当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。そこで、当社は、平成20年6月27日開催の第131回定時株主総会におけるご承認をもって大規模買付行為への対応方針(以下、「本対応方針」といいます。)を導入いたしました。

#### ① 大規模買付ルールの内容

当社が設定する「事前の情報提供に関するルール」(以下「大規模買付ルール」といいます。)の骨子は、(i) 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供し、(ii) 大規模買付行為は、当社取締役会による一定の評価・検討期間の経過後にのみ開始される、というものです。

##### イ. 本必要情報の提供

大規模買付者には、まず、大規模買付行為の開始前に、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び開始する大規模買付行為の内容並びに大規模買付ルールに従う旨の意向を明示した書面を提出いただくこととします。当社は、当該書面の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当初提供いただくべき本必要情報のリストを交付いたします。なお、当初提供いただいた情報を詳細に検討したうえで、当該情報だけでは十分ではないと認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的な情報提供を要求いたします。

##### ロ. 評価・検討期間の設定

次に、当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価・検討期間」といいます。)として確保されるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価・検討期間中、当社取締役会は独立の外部専門家(証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家)の意見を聴取しつつ、本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

##### ハ. 独立委員会の設置及びその構成

本対応方針の運用に係る取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保するための機関として、独立委員会を設置しております。本対応方針では、

後述の② イ. 及び② ロ. において、対抗措置発動にかかる客観的な要件を定めておりますが、② イ. に記載の対抗措置をとる場合、並びに、② ロ. に記載の例外的対応をとる場合など、本対応方針の運用に関する重要な判断にあたっては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役、並びに、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者など社外有識者の中から選任いたします。なお、第131回定時株主総会終了後の取締役会において、当社社外取締役の河野俊二、金子昌資、宮崎 毅の3氏が独立委員会の委員として選任されました。

② 大規模買付行為が実施された場合の対応

イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を守るため、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の保護のために、適切と考える方策をとることがあります。これは、大規模買付行為に対し、当社取締役会として例外的に対応するものであります。

③ 本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成21年6月開催予定の当社第132回定時株主総会終結の時までとし、当該時点以降も本対応方針を継続する場合は、当社株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件といたします。また、本対応方針の有効期限の前であっても、株主の皆様様の共同の利益向上等の観点から当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

(4) 本対応方針が本基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

① 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールとして、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に係る必要かつ十分な情報の提供を事前に行うべきこと、及び、当該大規模買付行為は取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるべきことを定め、これらを遵守しない大規模買付者に対しては当社取締役会が対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

一方、本対応方針は、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

以上のとおり、本対応方針は、本基本方針を実現するためのものであり、本基本方針の内容に沿ったものであります。

② 本対応方針が株主の皆様のご共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様にご委ねられるべきものであるとの認識を踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為に対する応否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の提供を受ける機会を確保することを目的としつつ、株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為に対しては、当社取締役会として適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。よって、本対応方針は、株主の皆様のご共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、決してこれを損なうものではありません。

③ 本対応方針が当社社員の地位の維持を目的とするものではないこと

前述のとおり、本対応方針は株主の皆様のご共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、その導入・継続は、当社取締役会の判断のみではできず、株主の皆様のご承認を要することとなっております。

また、本対応方針では、当社取締役会による対抗措置発動に係る要件が客観的に定められ、事前に公表されております。さらに、本対応方針では、当社取締役会による大規模買付行為に関する評価、検討、交渉、意見形成等に際しては、独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取することとされており、また、対抗措置の発動に際しては、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会はその判断を最大限に尊重することとされております。

以上のとおり、本対応方針には当社社員の恣意的な判断を排除するための仕組みが内包されておりますことから、当社社員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

~~~~~  
以上のご報告における記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てにより表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

| 科 目       | 金 額         | 科 目          | 金 額         |
|-----------|-------------|--------------|-------------|
|           | 百万円         |              | 百万円         |
| (資産の部)    | (1,684,944) | (負債の部)       | (277,591)   |
| 流動資産      | 815,926     | 流動負債         | 209,294     |
| 現金及び預金    | 209,541     | 支払手形及び買掛金    | 75,188      |
| 受取手形及び売掛金 | 215,842     | 短期借入金        | 10,872      |
| 有価証券      | 111,878     | 未払金          | 54,055      |
| 商品及び製品    | 117,470     | 未払費用         | 44,682      |
| 仕掛品       | 10,312      | 未払法人税等       | 11,633      |
| 原材料及び貯蔵品  | 80,326      | 賞与引当金        | 1,930       |
| 繰延税金資産    | 36,098      | 役員賞与引当金      | 735         |
| その他       | 37,084      | その他          | 10,196      |
| 貸倒引当金     | (-) 2,627   | 固定負債         | 68,296      |
| 固定資産      | 869,018     | 長期借入金        | 12,817      |
| 有形固定資産    | 609,678     | 繰延税金負債       | 37,385      |
| 建物及び構築物   | 161,392     | 退職給付引当金      | 11,405      |
| 機械装置及び運搬具 | 294,007     | その他          | 6,687       |
| 土地        | 62,574      | (純資産の部)      | (1,407,353) |
| リース資産     | 1,441       | 株主資本         | 1,483,039   |
| 建設仮勘定     | 82,853      | 資本金          | 119,419     |
| その他       | 7,409       | 資本剰余金        | 128,177     |
| 無形固定資産    | 18,253      | 利益剰余金        | 1,277,056   |
| のれん       | 15,091      | 自己株式         | (-) 41,613  |
| その他       | 3,162       | 評価・換算差額等     | (-) 116,978 |
| 投資その他の資産  | 241,086     | その他有価証券評価差額金 | (-) 1,776   |
| 投資有価証券    | 146,893     | 繰延ヘッジ損益      | (-) 41      |
| 長期貸付金     | 4,678       | 為替換算調整勘定     | (-) 115,159 |
| 繰延税金資産    | 34,868      | 新株予約権        | 2,446       |
| その他       | 54,686      | 少数株主持分       | 38,846      |
| 貸倒引当金     | (-) 39      |              |             |
| 合 計       | 1,684,944   | 合 計          | 1,684,944   |

# 連結損益計算書

〔平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで〕

(百万円未満は切捨表示)

| 科 目                   | 金 額    | 額         |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 1,200,813 |
| 売 上 原 価               |        | 853,433   |
| 売 上 総 利 益             |        | 347,380   |
| 販売費及び一般管理費            |        | 114,453   |
| 営 業 利 益               |        | 232,927   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 6,650  |           |
| 受 取 配 当 金             | 1,991  |           |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益   | 12,441 |           |
| そ の 他                 | 5,388  | 26,472    |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 1,705  |           |
| そ の 他                 | 7,160  | 8,866     |
| 経 常 利 益               |        | 250,533   |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 減 損 損 失               | 4,363  |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 1,684  | 6,048     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |        | 244,485   |
| 法 人 税 ・ 住 民 税 ・ 事 業 税 | 60,129 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 28,478 | 88,608    |
| 少 数 株 主 利 益           |        | 1,145     |
| 当 期 純 利 益             |        | 154,731   |



# 連結株主資本等変動計算書

〔平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |           |            |            |             |
|-------------------------------|---------|-----------|------------|------------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式    | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成20年3月31日残高                  | 119,419 | 128,177   | 1,163,680  | (-) 12,217 | 1,399,059   |
| 在外子会社の会計処理の変更に伴う増減            |         |           | 1,689      |            | 1,689       |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |            |            |             |
| 剰余金の配当                        |         |           | (-) 42,884 |            | (-) 42,884  |
| 当期純利益                         |         |           | 154,731    |            | 154,731     |
| 自己株式の取得                       |         |           |            | (-) 29,938 | (-) 29,938  |
| 自己株式の処分                       |         |           | (-) 160    | 542        | 381         |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) |         |           |            |            |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -       | -         | 111,686    | (-) 29,396 | 82,290      |
| 平成21年3月31日残高                  | 119,419 | 128,177   | 1,277,056  | (-) 41,613 | 1,483,039   |

|                               | 評価・換算差額等                      |                  |                    |                        | 新 子 株 権 | 少 数 株 主 分 | 純 資 産 計     |
|-------------------------------|-------------------------------|------------------|--------------------|------------------------|---------|-----------|-------------|
|                               | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ<br>損 益 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |         |           |             |
| 平成20年3月31日残高                  | 10,695                        | 3,231            | 25,809             | 39,737                 | 1,614   | 43,257    | 1,483,669   |
| 在外子会社の会計処理の変更に伴う増減            |                               |                  |                    |                        |         |           | 1,689       |
| 連結会計年度中の変動額                   |                               |                  |                    |                        |         |           |             |
| 剰余金の配当                        |                               |                  |                    |                        |         |           | (-) 42,884  |
| 当期純利益                         |                               |                  |                    |                        |         |           | 154,731     |
| 自己株式の取得                       |                               |                  |                    |                        |         |           | (-) 29,938  |
| 自己株式の処分                       |                               |                  |                    |                        |         |           | 381         |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) | (-) 12,472                    | (-) 3,273        | (-) 140,969        | (-) 156,716            | 831     | (-) 4,410 | (-) 160,295 |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | (-) 12,472                    | (-) 3,273        | (-) 140,969        | (-) 156,716            | 831     | (-) 4,410 | (-) 78,004  |
| 平成21年3月31日残高                  | (-) 1,776                     | (-) 41           | (-) 115,159        | (-) 116,978            | 2,446   | 38,846    | 1,407,353   |

(百万円未満は切捨表示)

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称  
連結子会社の数……………68社  
主要な連結子会社の名称  
SHINTECH INC. 信越半導体(株) Shin-Etsu Handotai America, Inc.  
信越ポリマー(株) S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd. Shin-Etsu PVC B. V.  
信越エンジニアリング(株) SE Tylose GmbH & Co. KG  
SHIN-ETSU HANDOTAI EUROPE LIMITED 長野電子工業(株)  
台湾信越半導体股份有限公司 直江津電子工業(株) 信越アステック(株)
- (2) 主要な非連結子会社の名称等  
主要な非連結子会社の名称……………Shin-Etsu Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.  
連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社29社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも少額であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況  
持分法を適用した関連会社の数… 8社  
主要な会社等の名称  
三益半導体工業(株) 信越石英(株) 鹿島塩ビモノマー(株)  
Hemlock Semiconductor Corp.
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況  
主要な会社等の名称……………Shin-Etsu Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.  
持分法を適用しない理由  
持分法を適用しない非連結子会社29社及び関連会社8社は、連結純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響はいずれも軽微であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため持分法を適用しておりません。
- (3) 持分法適用の手続について特に記載すべき事項  
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる6社のうち、5社については各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用し、1社については2月末日現在で本決算に準じた仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、個々の決算日と連結決算日が異なる会社の決算日と会社名は次のとおりであります。

12月31日 SHINTECH INC.、Shin-Etsu Handotai America, Inc.ほか39社

2月末日 長野電子工業(株)、直江津電子工業(株)ほか5社

連結計算書類の作成に当たっては、個々の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

##### ②デリバティブの評価基準及び評価方法……時価法

##### ③たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

（会計方針の変更） 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より当社及び国内連結子会社は、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用し、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ3,397百万円減少しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法（なお、当社及び一部の連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～47年

機械装置及び運搬具 2～20年

また、通常の稼働時間を著しく超えて稼働した機械装置について、超過稼働時間を基準に増加償却を実施しております。

(追加情報) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、有形固定資産(但し、半導体シリコン製造設備を除く)の耐用年数の見直しを行った結果、当連結会計年度より改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更いたしました。この変更に伴い、当連結会計年度の減価償却費は従来の方法によった場合と比較して307百万円減少し、営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ165百万円増加しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)……定額法

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

一部の連結子会社は、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

### ③退職給付引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により発生した連結会計年度から、また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生時からそれぞれ費用処理しております。

### ④役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

（追加情報）役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金に計上していましたが、当社及び一部の国内連結子会社は平成20年開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することといたしました。これにより当連結会計年度において打ち切り支給額1,868百万円を「役員退職慰労引当金」より取崩し、固定負債「その他」に振替えております。

## （4）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

### ②消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

## 5. 連結子会社の資産及び負債の評価方法に関する事項

全面時価評価法によっております。

## 6. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

（会計方針の変更）当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これにより、当連結会計年度の営業利益は459百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ383百万円減少しております。

## 7. のれんの償却に関する事項

計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたって均等償却を行っております。

## (連結貸借対照表に関する注記)

|                                  |                |
|----------------------------------|----------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                | 1, 248, 324百万円 |
| 2. 担保に供している資産                    |                |
| 建物及び構築物                          | 634百万円         |
| 機械装置及び運搬具                        | 4, 013百万円      |
| 土地                               | 570百万円         |
| 合計                               | 5, 218百万円      |
| 担保に係る債務                          |                |
| 短期借入金                            | 46百万円          |
| 3. 保証債務等                         |                |
| (1) 保証債務 従業員 (住宅資金ほか)            | 70百万円          |
| (2) 連結子会社が発行する社債の債務履行引受契約に係る偶発債務 | 5, 000百万円      |

## (連結損益計算書に関する注記)

### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて、合計4,363百万円の減損損失を特別損失に計上いたしました。当社グループは、管理会計上の事業区分を、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として識別し、グルーピングしております。

連結子会社 (信越半導体 (株) )

| 場 所                    | 用 途                 | 種 類       | 減損損失額<br>(百万円) |
|------------------------|---------------------|-----------|----------------|
| 犀 潟 工 場<br>(新潟県上越市) ほか | 小口径 半導体<br>シリコン製造設備 | 機械装置及び運搬具 | 4, 085         |
|                        |                     | そ の 他     | 278            |
|                        |                     | 合 計       | 4, 363         |

同社の小口径半導体シリコン事業については、金融危機を背景とした需要低迷、需給ギャップに伴う競争激化、並びに主要顧客の大口径化の進展等により、小口径半導体シリコン事業の事業環境は著しく悪化したため、当該製品を製造する各工場の資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額いたしました。なお、回収可能価額の算定は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

|                          |                |
|--------------------------|----------------|
| 1. 発行済株式に関する事項           |                |
| 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 |                |
| 普通株式                     | 432, 106, 693株 |

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日       |
|----------------------|-------|-----------|--------------|------------|-------------|
| 平成20年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 21,512百万円 | 50円00銭       | 平成20年3月31日 | 平成20年6月30日  |
| 平成20年10月23日<br>取締役会  | 普通株式  | 21,372百万円 | 50円00銭       | 平成20年9月30日 | 平成20年11月18日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

平成21年6月26日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

| 株式の種類 | 配当金の総額    | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|-------|-----------|-------|--------------|------------|------------|
| 普通株式  | 21,223百万円 | 利益剰余金 | 50円00銭       | 平成21年3月31日 | 平成21年6月29日 |

## 3. 新株予約権に関する事項

| 新株予約権の内訳               | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 |
|------------------------|------------|-----------|
| 平成16年6月29日<br>定時株主総会決議 | 普通株式       | 15,000株   |
| 平成17年6月29日<br>定時株主総会決議 | 普通株式       | 156,000株  |
| 平成18年6月29日<br>定時株主総会決議 | 普通株式       | 587,100株  |
| 平成19年6月28日<br>定時株主総会決議 | 普通株式       | 915,000株  |
| 平成20年6月27日<br>取締役会決議   | 普通株式       | 575,000株  |
| 平成20年6月27日<br>定時株主総会決議 | 普通株式       | 251,000株  |

### (1株当たり情報に関する注記)

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 3,218円28銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 362円39銭   |

# 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

| 科 目       | 金 額       | 科 目          | 金 額        |
|-----------|-----------|--------------|------------|
|           | 百万円       |              | 百万円        |
| (資産の部)    | (770,762) | (負債の部)       | (118,997)  |
| 流動資産      | 421,951   | 流動負債         | 109,864    |
| 現金及び預金    | 67,569    | 買掛金          | 74,207     |
| 受取手形      | 4,382     | 短期借入金        | 5,193      |
| 売掛金       | 135,967   | リース債務        | 2          |
| 有価証券      | 82,874    | 未払金          | 15,246     |
| 商品・製品     | 26,480    | 未払法人税等       | 785        |
| 半製品       | 13,167    | 未払費用         | 13,039     |
| 原材料・貯蔵品   | 35,068    | 前受金          | 69         |
| 前渡金       | 1,168     | 預り金          | 699        |
| 繰延税金資産    | 10,691    | 役員賞与引当金      | 619        |
| 短期貸付金     | 24,454    | 固定負債         | 9,133      |
| 未収入金      | 16,396    | 長期借入金        | 6,224      |
| その他の貸倒引当金 | 3,979     | リース債務        | 12         |
|           | (-) 250   | 長期未払金        | 1,473      |
| 固定資産      | 348,811   | 退職給付引当金      | 1,423      |
| 有形固定資産    | 123,144   | (純資産の部)      | (651,765)  |
| 建物        | 33,214    | 株主資本         | 649,529    |
| 構築物       | 4,397     | 資本金          | 119,419    |
| 機械・装置     | 51,416    | 資本剰余金        | 120,771    |
| 車両・運搬具    | 223       | 資本準備金        | 120,771    |
| 工具・器具・備品  | 2,534     | 利益剰余金        | 450,951    |
| 土地        | 22,531    | 利益準備金        | 6,778      |
| リース資産     | 13        | その他利益剰余金     | 444,173    |
| 建設仮勘定     | 8,813     | 特別償却準備金      | 141        |
| 無形固定資産    | 1,010     | 特定災害防止準備金    | 12         |
| 投資その他の資産  | 224,656   | 固定資産圧縮記帳積立金  | 1,846      |
| 投資有価証券    | 69,259    | 研究費積立金       | 88         |
| 関係会社株式    | 129,633   | 配当平均積立金      | 15         |
| 出資        | 11        | 土地圧縮記帳積立金    | 17         |
| 関係会社出資金   | 1,389     | 別途積立金        | 351,137    |
| 長期貸付金     | 13,595    | 繰越利益剰余金      | 90,914     |
| 長期前払費用    | 71        | 自己株式         | (-) 41,613 |
| 繰延税金資産    | 6,738     | 評価・換算差額等     | 63         |
| その他の貸倒引当金 | 3,967     | その他有価証券評価差額金 | 63         |
|           | (-) 10    | 新株予約権        | 2,172      |
| 合計        | 770,762   | 合計           | 770,762    |



# 損 益 計 算 書

〔平成20年4月1日から〕  
〔平成21年3月31日まで〕

(百万円未満は切捨表示)

| 科 目                   | 金 額    |                |
|-----------------------|--------|----------------|
| 売 上 高                 |        | 百万円<br>606,722 |
| 売 上 原 価               |        | 496,270        |
| 売 上 総 利 益             |        | 110,452        |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 32,011         |
| 営 業 利 益               |        | 78,440         |
| 営 業 外 収 益             |        |                |
| 受 取 利 息               | 1,024  |                |
| 受 取 配 当 金             | 15,055 |                |
| そ の 他                 | 3,249  | 19,329         |
| 営 業 外 費 用             |        |                |
| 支 払 利 息               | 268    |                |
| そ の 他                 | 3,549  | 3,818          |
| 経 常 利 益               |        | 93,952         |
| 特 別 損 失               |        |                |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 1,197  | 1,197          |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 92,754         |
| 法 人 税 ・ 住 民 税 ・ 事 業 税 | 19,160 |                |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 9,610  | 28,770         |
| 当 期 純 利 益             |        | 63,984         |

# 株主資本等変動計算書

〔平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

|                                  | 株 主 資 本 |           |       |                       |              |            | 評価・換算<br>差 額 等 | 新株予約権     | 純資産合計 |             |
|----------------------------------|---------|-----------|-------|-----------------------|--------------|------------|----------------|-----------|-------|-------------|
|                                  | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |       | 利 益 剰 余 金             |              | 自 己 株 式    |                |           |       | 株 主 資 本 計 合 |
|                                  |         | 資本準備金     | 利益準備金 | そ の 他<br>利益剰余金<br>(※) | 利益剰余金<br>合 計 |            |                |           |       |             |
| 平成20年3月31日残高                     | 119,419 | 120,771   | 6,778 | 423,233               | 430,011      | (-) 12,217 | 657,985        | 9,727     | 1,393 | 669,105     |
| 当事業年度中の変動額                       |         |           |       |                       |              |            |                |           |       |             |
| 剰余金の配当                           |         |           |       | (-) 42,884            | (-) 42,884   |            | (-) 42,884     |           |       | (-) 42,884  |
| 当期純利益                            |         |           |       | 63,984                | 63,984       |            | 63,984         |           |       | 63,984      |
| 自己株式の取得                          |         |           |       |                       |              | (-) 29,938 | (-) 29,938     |           |       | (-) 29,938  |
| 自己株式の処分                          |         |           |       | (-) 160               | (-) 160      | 542        | 381            |           |       | 381         |
| 株主資本以外の<br>項目の当事業年度<br>中の変動額(純額) |         |           |       |                       |              |            |                | (-) 9,663 | 778   | (-) 8,884   |
| 当事業年度中の<br>変動額合計                 | -       | -         | -     | 20,940                | 20,940       | (-) 29,396 | (-) 8,456      | (-) 9,663 | 778   | (-) 17,340  |
| 平成21年3月31日残高                     | 119,419 | 120,771   | 6,778 | 444,173               | 450,951      | (-) 41,613 | 649,529        | 63        | 2,172 | 651,765     |

## (※) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

|                    | 特別償却<br>準備金 | 特定災害防止<br>準備金 | 固定資産<br>圧縮記帳<br>積立金 | 研 究<br>費 金 | 配当平均<br>積立金 | 土地圧縮<br>記帳積立金 | 別途積立金   | 繰越利益<br>剰余金 | 合 計        |
|--------------------|-------------|---------------|---------------------|------------|-------------|---------------|---------|-------------|------------|
| 平成20年3月31日残高       | 504         | 8             | 1,914               | 88         | 15          | 17            | 351,137 | 69,547      | 423,233    |
| 当事業年度中の変動額         |             |               |                     |            |             |               |         |             |            |
| 剰余金の配当             |             |               |                     |            |             |               |         | (-) 42,884  | (-) 42,884 |
| 特別償却準備金の積立         | 23          |               |                     |            |             |               |         | (-) 23      | -          |
| 特別償却準備金の取崩         | (-) 386     |               |                     |            |             |               |         | 386         | -          |
| 特定災害防止<br>準備金の積立   |             | 4             |                     |            |             |               |         | (-) 4       | -          |
| 固定資産圧縮記帳<br>積立金の取崩 |             |               | (-) 68              |            |             |               |         | 68          | -          |
| 当期純利益              |             |               |                     |            |             |               |         | 63,984      | 63,984     |
| 自己株式の処分            |             |               |                     |            |             |               |         | (-) 160     | (-) 160    |
| 当事業年度中の<br>変動額合計   | (-) 362     | 4             | (-) 68              | -          | -           | -             | -       | 21,367      | 20,940     |
| 平成21年3月31日残高       | 141         | 12            | 1,846               | 88         | 15          | 17            | 351,137 | 90,914      | 444,173    |

(百万円未満は切捨表示)

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価方法……………時価法

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（会計方針の変更）通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用したことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,642百万円減少しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、機械・装置のうち塩化ビニル製造設備並びに電解設備、及び平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用）

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 15～31年

機械・装置 2～9年

また、通常の稼働時間を著しく超えて稼働した機械装置について、超過稼働時間を基準に増加償却を実施しております。

（追加情報）法人税法の改正に伴い、有形固定資産の耐用年数の見直しを行った結果、当事業年度より改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更いたしました。この変更に伴い、当事業年度の減価償却費は従来の方法によった場合と比較して278百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ143百万円増加しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（会計方針の変更）リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正）を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生年度から、また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生時からそれぞれ費用処理しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。（追加情報）役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を「役員退職慰労引当金」に計上しておりましたが、平成20年6月27日

開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、当社所定の基準に従い相当な範囲内で、同総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することといたしました。これにより当事業年度において打ち切り支給額1,473百万円を「役員退職慰労引当金」より取崩し、固定負債「長期未払金」に振替えております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

##### (2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

#### (貸借対照表に関する注記)

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額   | 385,132百万円          |
| 2. 保証債務             |                     |
| シンエツシリコーンズタイランドLtd. | 3,841百万円            |
| (銀行借入)              | (外貨額 39,112,000米ドル) |
| 従業員(住宅資金ほか)         | 43百万円               |
| 計                   | 3,885百万円            |

#### 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 80,897百万円 |
| 長期金銭債権 | 13,617百万円 |
| 短期金銭債務 | 60,481百万円 |

#### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

|             |            |
|-------------|------------|
| 売    上    高 | 193,440百万円 |
| 仕    入    高 | 397,015百万円 |
| 営業取引以外の取引高  | 47,040百万円  |

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 7,636,973株

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                | 百万円       |
|----------------|-----------|
| 繰延税金資産         |           |
| 減価償却費損金算入限度超過額 | 8,416     |
| 補修工事費用         | 2,916     |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 1,726     |
| 取引価格未精算額       | 1,583     |
| 未払事業税          | 242       |
| その他            | 6,562     |
| 繰延税金資産小計       | 21,447    |
| 評価性引当額         | (-) 2,605 |
| 繰延税金資産合計       | 18,842    |
| 繰延税金負債         |           |
| その他有価証券評価差額金   | 43        |
| 固定資産圧縮記帳積立金    | 1,251     |
| 特別償却準備金        | 96        |
| 土地圧縮記帳積立金      | 12        |
| その他            | 8         |
| 繰延税金負債合計       | 1,411     |
| 繰延税金資産の純額      | 17,430    |

## (リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 属性 | 氏名                    | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係   | 取引の内容                  | 取引金額<br>(譲渡株数) | 科目 | 期末残高 |
|----|-----------------------|--------------------|-----------------|------------------------|----------------|----|------|
| 役員 | 金川千尋                  | (被所有)<br>直接 0.04%  | 当社代表<br>取締役社長   | ストックオプションの<br>権利行使(注1) | 84<br>(20千株)   | -  | -    |
| 役員 | 三木良英                  | (被所有)<br>直接 0.00%  | 当社常務取締役<br>(注2) | ストックオプションの<br>権利行使(注1) | 42<br>(10千株)   | -  | -    |
| 役員 | Frank Peter<br>Popoff | (被所有)<br>直接 0.03%  | 当社取締役           | ストックオプションの<br>権利行使(注3) | 158<br>(40千株)  | -  | -    |

(注1) 平成17年6月29日開催の当社第128回定時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

(注2) 平成20年6月27日をもって、三木良英氏は当社常務取締役を退任されましたが、同職在任中に行われた取引を記載しております。

(注3) 平成16年6月29日開催の当社第127回定時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,530円36銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 149円86銭   |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 5月13日

信越化学工業株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |           |     |   |
|--------------------|-----------|-----|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 轟   | 茂 道 | Ⓢ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 斉 藤 | 浩 史 | Ⓢ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 向 出 | 勇 治 | Ⓢ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 市 川 | 亮 悟 | Ⓢ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信越化学工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越化学工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 5月13日

信越化学工業株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 茂 道 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 斉 藤 浩 史 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 向 出 勇 治 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市 川 亮 悟 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信越化学工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第132期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監査いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成21年5月19日

信越化学工業株式会社 監査役会

|             |     |     |   |
|-------------|-----|-----|---|
| 常勤監査役       | 岡 田 | 理   | ⓧ |
| 監 査 役       | 渡 瀬 | 昌 彦 | ⓧ |
| 監査役 (社外監査役) | 福 井 | 琢   | ⓧ |
| 監査役 (社外監査役) | 小 坂 | 義 人 | ⓧ |
| 監査役 (社外監査役) | 永 野 | 紀 吉 | ⓧ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、長期的な観点に立って、事業収益の拡大と企業体質の強化に注力させていただき、そうした経営努力の成果を株主の皆様にご適正に還元する配当を行うことを基本方針としております。

第132期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 記

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額21,223,486,000円

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日

なお、中間配当金として1株につき50円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は前期の90円に比べ、10円増の1株につき100円となります。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除及び条数の繰上げ等を行うとともに、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないとされておりますことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、決済合理化法附則第6条第1項に定める「みなし定款変更」に基づいて、現行定款第7条（株券の発行）は削除されたものとみなされております。

(2) 今後の業容拡大に備えて、経営体制の強化を図るため、現行定款第21条（定員）の取締役の定員を4名増員し26名にしようとするものであります。

## 2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めようとするものであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>第8条～第9条 (条文省略)</u></p> <p><u>(単元未満株券の不発行)</u></p> <p><u>第10条 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第11条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(4) (条文省略)</p> <p><u>第12条 (条文省略)</u></p> | <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第8条 (現行通り)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(4) (現行通り)</p> <p>第10条 (現行通り)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第14条～第20条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(定員)</p> <p>第21条 当社に取締役22名以内を置く。</p> <p>第22条～第39条 (条文省略)<br/>(新 設)</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条～第18条 (現行通り)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(定員)</p> <p>第19条 当社に取締役26名以内を置く。</p> <p>第20条～第37条 (現行通り)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで効力を有し、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。</p> |

### 第3号議案 取締役14名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役齊藤恭彦、小野義昭、高杉晃司、Frank Peter Popoff、河野俊二、宮崎 毅、石原俊信、宮島正紀、笠原俊幸、小根澤英徳、中村 健の11氏は、任期満了となります。つきましては、第2号議案定款一部変更の件の承認可決を条件として、取締役14名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

#### 取締役候補者

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 所有する当社の株式の数 | 略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | 齊藤 恭彦<br>(昭和30年12月5日生) | 7,000株      | 昭和53年4月 当社入社<br>平成10年3月 SILICA PRODUCTS, INC. 取締役社長(現任)<br>平成11年12月 Shin-Etsu PVC B.V. 取締役(現任)<br>平成13年6月 当社取締役<br>平成13年11月 社長室・広報関係担当(現任)<br>平成14年6月 常務取締役<br>平成15年6月 経理関係担当(現任)<br>平成16年1月 法務関係担当(現任)<br>平成17年6月 専務取締役<br>平成19年7月 代表取締役専務(現任)<br>平成21年6月 国際事業本部長(現任)<br>(他の法人等の代表状況)<br>信越半導体(株)代表取締役副社長<br>Shin-Etsu Handotai America, Inc. 取締役社長 |
| 2     | 小野 義昭<br>(昭和19年1月1日生)  | 5,800株      | 昭和42年7月 当社入社<br>平成12年6月 シリコン電子材料技術研究所長(現任)<br>平成15年6月 取締役<br>平成17年6月 常務取締役(現任)<br>平成19年12月 研究開発部長(現任)<br>特許部長(現任)<br>平成21年6月 シリコン事業本部長(現任)                                                                                                                                                                                                           |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                        | 所有する当社<br>の株式の数 | 略 歴、地 位、担 当 及 び<br>他 の 法 人 等 の 代 表 状 況                                                                                                           |
|-----------|--------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3         | 高 杉 晃 司<br>(昭和16年8月21日生)             | 3,200株          | 昭和35年3月 当社入社<br>平成13年12月 国際事業本部長<br>平成17年6月 取締役<br>平成19年6月 常務取締役(現任)<br>平成21年6月 資材関係担当(現任)<br>新規製品部長(現任)                                         |
| 4         | Frank Peter Popoff<br>(昭和10年10月27日生) | 86,600株         | 昭和62年12月 The Dow Chemical Company最高<br>経営責任者<br>平成4年12月 同取締役会長<br>平成13年1月 当社顧問<br>SHINTECH INC. 取締役(現任)<br>平成13年6月 当社取締役(現任)                     |
| 5         | 河 野 俊 二<br>(昭和2年8月1日生)               | 11,500株         | 平成2年6月 東京海上火災保険(株)(現 東京<br>海上日動火災保険(株)) 代表取締<br>役社長<br>平成8年6月 同代表取締役会長<br>平成13年6月 同相談役<br>平成15年6月 当社取締役(現任)<br>平成20年6月 東京海上日動火災保険(株)名誉顧<br>問(現任) |
| 6         | 宮 崎 毅<br>(昭和6年12月16日生)               | 0株              | 平成2年3月 三菱倉庫(株)代表取締役社長<br>平成10年6月 同代表取締役会長<br>平成15年6月 同相談役(現任)<br>平成16年8月 信越半導体(株)監査役<br>平成19年6月 当社取締役(現任)                                        |
| 7         | 石 原 俊 信<br>(昭和22年9月8日生)              | 5,900株          | 昭和45年4月 当社入社<br>平成13年6月 新機能材料技術研究所長(現任)<br>取締役(現任)<br>平成16年11月 新機能材料部長(現任)                                                                       |
| 8         | 宮 島 正 紀<br>(昭和22年2月8日生)              | 21,100株         | 昭和46年7月 当社入社<br>平成9年5月 精密材料事業部精密材料部長<br>平成13年6月 取締役(現任)<br>平成14年11月 塩ビ事業本部長(現任)                                                                  |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 所有する当社の株式の数 | 略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況                                                                                  |
|-------|-------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9     | 笠原 俊幸<br>(昭和26年5月7日生)   | 3,300株      | 昭和45年3月 当社入社<br>平成13年12月 経理部長(現任)<br>平成17年6月 取締役(現任)                                                  |
| 10    | 小根澤 英徳<br>(昭和27年2月27日生) | 3,900株      | 昭和52年4月 当社入社<br>平成13年6月 信越半導体㈱取締役<br>平成16年8月 同常務取締役<br>平成17年6月 当社取締役(現任)<br>平成20年11月 有機合成事業部副事業部長(現任) |
| 11    | 中村 健<br>(昭和26年5月27日生)   | 3,200株      | 昭和50年4月 当社入社<br>平成12年12月 広報部長(現任)<br>平成17年7月 社長室長(現任)<br>平成19年6月 取締役(現任)                              |
| 12    | 福井 俊彦<br>(昭和10年9月7日生)   | 0株          | 昭和33年4月 日本銀行入行<br>平成6年12月 同副総裁<br>平成15年3月 同総裁<br>平成20年11月 当社特別顧問(現任)                                  |
| 13    | 松井 幸博<br>(昭和23年10月2日生)  | 3,000株      | 昭和48年4月 当社入社<br>平成16年4月 電子材料事業本部マグネット部長(現任)                                                           |
| 14    | 岡本 博明<br>(昭和24年1月3日生)   | 3,300株      | 昭和46年7月 当社入社<br>平成19年12月 研究開発部部長代理(現任)                                                                |

- (注) 1. 取締役候補者中村 健氏は、スカイワードインフォメーションシステム㈱の代表取締役社長であり、当社は同社との間で情報処理業務の委託等の取引を行っております。
2. 上記のほかに候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. Frank Peter Popoff氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。同氏は平成13年6月から当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。この間、同氏は、米国ダウ・ケミカル社での経営経験を活かした大所高所からの有益な助言と独立した立場からの監督を十分に行ったことから、引き続きこれらの助言及び監督を期待し、候補



者といたしました。

4. 河野俊二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。同氏は平成15年6月から当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。この間、同氏は、旧東京海上火災保険(株)での経営経験を活かした大所高所からの有益な助言と独立した立場からの監督を十分に行ったことから、引き続きこれらの助言及び監督を期待し、候補者いたしました。

なお、河野俊二氏のセイコーインスツル(株)社外取締役在任中に、同社元代表取締役が不合理な研究開発拠点の移転など独断専行的な業務執行を行った事実があり、損害発生の蓋然性が高くなったことから、河野俊二氏は、平成18年11月、同元代表取締役を代表取締役会長兼社長代行から解職する旨の取締役会の決議に賛成いたしました。河野俊二氏は、日頃から重要事項は取締役会において慎重に審議決定すべき旨の意見表明を行っており、上記事実の発生後の取締役会では再発防止の必要性に関する意見表明を行いました。

5. 宮崎 毅氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。同氏は平成19年6月から当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。この間、同氏は、三菱倉庫(株)での経営経験を活かした大所高所からの有益な助言と独立した立場からの監督を十分に行ったことから、引き続きこれらの助言及び監督を期待し、候補者いたしました。

6. 福井俊彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。日本銀行総裁を務めた同氏は、世界の金融・経済に関する卓越した知見と豊富な経験を有していることから、大所高所からの一層の助言と独立した立場からの監督を期待して、候補者いたしました。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役福井 琢氏は、任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

### 監査役候補者

| 氏名<br>(生年月日)          | 所有する当社の株式の数 | 略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況                                                                                                                                                       |
|-----------------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福井 琢<br>(昭和36年8月24日生) | 0株          | 昭和62年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)<br>柏木総合法律事務所入所<br>平成16年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授<br>(現任)<br>平成17年6月 当社監査役(現任)<br>平成21年1月 同事務所マネージングパートナー(現任)<br><br>(他の法人等の代表状況)<br>柏木総合法律事務所マネージングパートナー |

- (注) 1. 福井 琢氏がマネージングパートナーを務める柏木総合法律事務所は、当社から、個別案件に関しての弁護士報酬を受けております。
2. 上記のほかに候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 福井 琢氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。同氏は平成17年6月から当社の社外監査役に就任しており、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。この間、同氏は、法律家としての専門的な見地から十分な監査実績を残したことから、今後とも社外監査役としての職務を適切に遂行し当社のコンプライアンス体制の確保に貢献していただけるものと判断し、候補者といたしました。

## 第5号議案 従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の幹部従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行すること及びその募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

### 1. 特に有利な条件による新株予約権の発行を必要とする理由

職務遂行及び業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の幹部従業員に対して、以下に記載の要領により、金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。

### 2. 委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。株式分割の記載につき以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

#### (2) 新株予約権の数の上限

3,000個を上限とする。

（新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式300,000株を上限とし、上記(1)に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。）

#### (3) 新株予約権の払込金額の要否

金銭の払込みを要しない。

#### (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により算定される。新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属す

る月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。）

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
割当日の1年後の応答日の翌日から平成26年3月31日まで
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増

加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組

織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(6)に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧新株予約権の取得の条件

上記(8)に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 募集事項の決定の委任等

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議により定める。

(注) 取締役に対するストックオプション（新株予約権）に関する報酬につきましては、平成18年6月29日開催の第129回定時株主総会において「取締役に対するストックオプションの報酬等の額及び内容決定の件」を既にご承認いただいております。本年の取締役に対するストックオプションにつきましては、当該ご承認いただいた報酬の範囲内で発行する予定です。なお、社外取締役に対するストックオプションは発行いたしません。

## 第6号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成20年5月19日開催の取締役会決議及び同年6月27日開催の第131回定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたしました。今般、当社は、本対応方針が本総会終結の時をもって有効期間が満了となることに伴い、引き続き当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図るため、平成21年5月21日開催の取締役会において、本総会における本議案のご承認を停止条件として、本対応方針を下記の内容で継続することを決議いたしました。

つきましては、本対応方針について、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同によるご承認をお願いするものであります。なお、本対応方針につきまして、当社監査役5名は、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意向を表明しております。また、現時点においては、当社株券等について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

注：本議案において引用されている法令・条文等が改正された場合には、改正前の法令・条文等はそれぞれ、改正後の対応する法令・条文等をさすものといたします。

### 記

#### 1. 本対応方針導入に関する基本的な考え方

（「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。））

当社グループは、塩化ビニル、シリコン、セルロース誘導体等の製造・販売を主体とする「有機・無機化学品事業」、半導体シリコン、電子産業用有機材料、電子産業用希土類磁石、フォトレジスト製品等の製造・販売を主体とする「電子材料事業」、合成石英製品、一般用希土類磁石等の製造・販売及び建設・修繕をはじめとする各種役務提供を行う「機能材料その他事業」を営んでおりますが、当社及び関係会社が製造・販売等を分担し、相互に協力して、事業活動を展開しております。当社グループの経営には、これらの事業に関する幅広い知識と豊かな経験、並びに、世界各国の顧客、従業員及び取引先などのステークホルダーとの間に築かれた関係についての十分な理解が欠かせません。

当社は、当社の企業価値の最大化に資する者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配すべきであると考えておりますが、当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合においては、これに応じて当社株式の売却を行うか否

かの最終的な判断は株主の皆様へ委ねられるべきものであると理解しております。但し、当該買付行為に際して提示された買付対価が適切か否かを株主の皆様が的確にご判断なさるためには、買付行為を行う者及び当社の双方から、当該買付に関する十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。また、当社株式の継続保有をお考えの皆様にとっても、大規模買付行為によって当社グループが受ける影響や、大規模買付者が考える当社グループの経営方針・事業計画は、その継続保有を検討する際の極めて重要な判断材料であります。

一方、大規模買付行為の中には、当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断されるもの（詳細は別紙1をご参照下さい。）もあり得ますことから、このような買付行為に対しては、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会が適切と考える方策をとることも必要であると考えます。

## 2. 当社グループの企業価値向上に向けた取組みについて

（「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み」）

### (1) 経営方針

当社グループは、安全をいかなる場合も最優先とし、公正な企業活動を行い、素材と技術を通じて暮らしや産業・社会に貢献することにより企業価値を高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことをめざしております。そのために、世界最高水準の技術や品質の確立とともに生産性の絶え間ない向上に努めながら、世界中の顧客と安定した取引関係を築き、経済情勢や市況の変化に的確に対応できる経営を進めております。

### (2) 具体的な取組み

塩化ビニル事業では、米国シンテック社において、電解から塩化ビニル樹脂までの一貫製造工場を建設しており、第1期工事が完了したことから、稼働を開始いたしました。また、欧州におきましても、オランダのシエツPVC社の事業基盤強化のため、ポルトガルのシレス社を100%子会社とする手続きを進めております。今後とも、日米欧の三極体制を十分に活用し、世界最大の塩化ビニル樹脂メーカーとしての地位を、より強固なものにしてまいります。

シリコン事業では、幅広い需要分野を有する製品特性を活かし、新製品及び新規用途の開発を促進いたします。また、日本、タイ、米国などの各工場での一層の生産性の向上に努め、日本国内のみならず海外での事業を強化してまいります。

半導体シリコン事業では、300mmウエハの需要動向を的確に捉え、世界最大のメーカーとして、品質の高い製品を安定的に供給してまいります。また、200mm以下のウエハでは、高付加価値化や特殊用途向けの開発による差別化により、競争力の強化に注力いたします。



希土類磁石事業では、新設したレア・アース分離精製設備を活かし一層の生産性の向上に努めるとともに、需要の増加が期待されるハイブリッド自動車向けなどを中心に、拡販に取り組んでまいります。

セルロース事業では、医薬用製品の安定供給を図るため、当社直江津工場に加え、ドイツのSEタイロズ社でも製造設備の建設を進め、引き続き事業の強化に努めてまいります。

さらに、将来の事業拡大のため、新規製品の研究開発と事業化及びM&Aなども視野に入れた新しい事業の開拓にも注力してまいります。

また、安全確保、環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を果たし、引き続き企業価値の最大化に努めてまいります。

以上の取組みは、当社グループの企業価値を向上させ株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付者が出現するリスクを低減するものと考えられますことから、上記1.の基本方針の実現に資するものであると考えますが、これに加え、当社取締役会は、基本方針の実現をより確かなものとするための取組みとして、本対応方針を導入することといたしました。

### 3. 本対応方針の内容

(「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」)

本対応方針は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が実施される場合には、事前の情報提供や当社取締役会による検討期間の確保を定めた「大規模買付ルール」の遵守を求め、このルールが遵守されない場合や、当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく損なわれると判断される場合には、社外取締役などにより構成される独立委員会に諮問のうえ、大規模買付者に対して対抗措置を講ずるというものであります。詳細は、以下に記載のとおりであります。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及

びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## (1) 大規模買付ルールの内容

### ①必要情報の提供

当社が設定する「大規模買付ルール」の骨子は、(i) 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供し、(ii) 大規模買付行為は、当社取締役会による一定の評価・検討期間の経過後にのみ開始される、というものです。

具体的には、大規模買付者には、まず、大規模買付行為の開始前に、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び開始する大規模買付行為の内容並びに大規模買付ルールに従う旨の意向を明示した書面を提出いただくこととします。当社は、当該書面の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当初提供いただくべき本必要情報のリストを交付いたします。なお、当初提供していただいた情報を詳細に検討したうえで、当該情報だけでは十分ではないと認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的な情報提供を要求いたします。大規模買付行為の提案があった旨並びに当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様のご判断のために必要であると考えられる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

なお、本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、以下の項目に関する情報は、原則として本必要情報に含まれるものといたします。

イ. 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の具体的名称、事業内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関す

- る情報、資本構成、財務内容を含みます。)
- ロ. 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性を含みます。）
  - ハ. 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
  - ニ. 当社株式の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法を含みます。）
  - ホ. 大規模買付行為完了後に予定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
  - ヘ. 当社グループの取引先、顧客、従業員と当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
  - ト. 当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法の観点からの適法性に関する見解

## ②評価・検討期間の設定

次に、当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価・検討期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。この取締役会評価・検討期間中、当社取締役会は独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取しつつ、本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。この結果、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案を検討することが可能となり、また、当社取締役会より代替案が提示された場合にはその代替案と大規模買付者の提案を比較検討することも可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

## (2) 独立委員会の設置及びその構成

本対応方針の運用に係る取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保するための機関として、独立委員会を設置します。

本対応方針では、後述の(3)①及び(3)②において、対抗措置発動にかかる客観的な要件を定めておりますが、(3)①に記載の対抗措置をとる場合、並びに、(3)②に記載の例外的対応をとる場合など、本対応方針の運用に関する重要な判断にあたっては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

なお、独立委員会の検討は(1)②「評価・検討期間の設定」にて記載した取締役会評価・検討期間に行われるものいたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している、当社社外取締役及び当社社外監査役、並びに、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者など社外有識者の中から選任いたします。独立委員会の概要は別紙2に記載のとおりです。また、別紙3に記載の4氏が本定時株主総会終結の時以降、委員に就任又は再任する予定です。

- (3) 大規模買付行為が実施された場合の対応（別紙4の概要図をご参照下さい。）

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を守るため、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的な対抗手段は、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたしますが、新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様様に新株予約権を割り当てる場合の概要は別紙5に記載のとおりです。なお、新株予約権発行に際しては、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを権利行使の条件とするなど、対抗措置としての効果を考慮した行使条件及び行使期間を設ける場合があります。また、新株予約権の内容について、当社が新株予約権を当社株式その他の財産と引き換えに取得できる旨の条項（取得条項）を設け、取得の対象となる新株予約権の新株予約権者の条件として議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことなどの条件を付す場合もあります。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、別紙1に記載の、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の保護のために、適切と考える方策をとることがあります。これは、大規模買付行為に対し、当社取締役会として例外的に対応するものであります。なお、判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する本必要情報に基づいて、独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の見解を聴取しつつ、また、独立委員会の勸

告を最大限に尊重し、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、買付対価の価額・種類等）や、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討した上で判断します。

#### (4) 株主・投資家の皆様にご与える影響

##### ① 本対応方針の導入時に株主・投資家の皆様にご与える影響

本対応方針の導入時においては、新株予約権の無償割当て等から具体的な対抗措置が講じられることはありませんので、株主・投資家の皆様の法的権利又は経済的側面において直接的かつ具体的な影響が生じることはありません。

##### ② 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、独立委員会に対する諮問を経て会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の構造上、株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。但し、対抗措置として新株予約権の発行を選択した際に、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の方々が増加した後において、当社が新株予約権の無償割当てを中止し、または、無償割当てされた新株予約権を無償取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての株主の皆様に関わる手続きについては、(5)のとおりとなりますが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

#### (5) 新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要な手続き

##### ① 新株予約権の割当て

当社取締役会において、会社法第277条に定める新株予約権無償割当ての方法により新株予約権を発行することを決議した場合、当社は、新株予約権の割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様へ新株予約権が割り当てられますので、株主の方々におかれましては、新株予約権を取得するためには、新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録される必要があります。割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、新株予約権の無償割当てに関する申込みの手続き等は不要です。

## ②新株予約権の行使の手続き

新株予約権の発行後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内に、新株予約権の権利行使に必要な書類等を提出した上、新株予約権の行使価額を払込取扱場所に払い込むことにより、当社株式の交付を受けることができます（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社所定の書面をご提出いただくことがあります。）。

但し、新株予約権の内容について、当社が新株予約権を当社株式その他の財産と引き換えに取得できる旨の条項（取得条項）を設けた場合には、当社が取得の手続きをとれば、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得対価として、当社株式その他の財産を受領することになります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社所定の書面をご提出いただくことがあります。）。

## (6) 本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成22年6月開催予定の当社第133回定時株主総会終結の時までとし、当該時点以降も本対応方針を継続する場合は、当社株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件といたします。また、本対応方針の有効期限の前であっても、株主の皆様との共同の利益向上等の観点から当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。さらに、当社取締役会は、会社法等の関係法令の改正、司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、株主の皆様との共同の利益向上等の観点から、必要に応じ本対応方針を見直してまいります。

なお、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、直ちに開示します。

## 4. 本対応方針が基本方針に沿うものであり、株主の皆様との共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

### (1) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールとして、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に係る必要かつ十分な情報の提供を事前に行うべきこと、及び、当該大規模買付行為は取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるべきことを定め、これらを遵守しない大規模買付者に対しては当社取締役会が対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

一方、本対応方針は、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく

損なうと判断される場合には、当社取締役会は、適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

以上のとおり、本対応方針は、1.に記載の基本方針を実現するためのものであり、基本方針の内容に沿ったものであります。

(2) 本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様に委ねられるべきものであるとの認識を踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為に対する応否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の提供を受ける機会を確保することを目的としつつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為に対しては、当社取締役会として適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。よって、本対応方針は、株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、決してこれを損なうものではありません。

また、本対応方針の導入・継続は、当社株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件としておりますことから、本対応方針は株主の皆様のご意思を十分に反映することができるものであると考えます。

(3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

上記4.(2)に記載のとおり、本対応方針は株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、その導入・継続は、当社取締役会の判断のみではできず、株主の皆様の承認を要することとなっております。

また、本対応方針では、当社取締役会による対抗措置発動に係る要件が客観的に定められ、事前に公表されております。さらに、本対応方針では、当社取締役会による大規模買付行為に関する評価、検討、交渉、意見形成等に際しては、独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取することとされており、また、対抗措置の発動に際しては、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会はその判断を最大限に尊重することとされております。

以上のとおり、本対応方針には当社役員の恣意的な判断を排除するための仕組みが内包されておりますことから、当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

以上

(ご参考) 当社の大株主の状況は、9ページの事業報告「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

例えば、下記に掲げるいずれかの類型に該当すると認められる場合は、原則として当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合に該当すると考えます。

## 記

1. 真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で当社グループ関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
2. 当社グループの経営を一時的に支配して当社又は関係会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
3. 当社グループの経営を支配した後に、当社又は関係会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
4. 当社グループの経営を一時的に支配して当社又は関係会社の不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう）など、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
6. 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社の従業員、取引先、顧客、地域社会の皆様との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されることが合理的な根拠をもって予想される場合



## 独立委員会の概要

### 1. 目的

独立委員会は、当社株券等の大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保することを目的とする。

### 2. 設置及び委員等

(1) 独立委員会の設置は当社取締役会の決議により行う。

(2) 独立委員会の委員（以下、独立委員という。）は3名以上とし、以下のいずれかの条件を満たした者の中から取締役会が選任する。

① 当社業務執行取締役から独立している当社社外取締役又は当社社外監査役

② 当社業務執行取締役から独立している弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者などの社外有識者

(3) 独立委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会は、当該委員を再任することができる。

### 3. 独立委員会の招集及び決議等

(1) 独立委員会は、各独立委員又は当社取締役会が招集する。

(2) 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定する。

(3) 独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員のいずれかに事故その他の特段の事情があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

### 4. 独立委員会の決議事項

独立委員会は、当社取締役会による諮問があった場合には、以下に掲げる事項について決議し、その決議内容にその理由を付して当社取締役会に対し勧告する。

① 大規模買付行為への対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施若しくは不実施

② 大規模買付行為への対抗措置としての新株予約権無償割当ての中止又は当

#### 該新株予約権の無償取得

- ③ 新株予約権無償割当て以外の対抗措置の実施若しくは不実施
- ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

#### 5. 独立委員会の権限等

- (1) 独立委員は、上記4. に定める決議に当たっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとする。この決議において、議案に関し特別な利害関係を有する独立委員は決議に参加できず、その数は定足数より控除されるものとする。
- (2) 独立委員会は、大規模買付者から提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、自ら又は当社取締役会を通じて追加的な情報提供を要求することができる。
- (3) 独立委員会は、当社取締役会に対しても、大規模買付行為に対する意見及びその根拠資料、当社取締役会が代替案の決定を行った場合にはその代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提供するよう要求することができる。
- (4) 独立委員会は、十分な情報収集を行うため、当社取締役、監査役、従業員、その他独立委員会が必要と認める者の独立委員会への出席を当社取締役会に要求し、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
- (5) 独立委員会は、その職務を遂行するにあたり、合理的な範囲内における当社の費用で、独立した第三者（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の助言を得ることができる。

独立委員会の委員（就任予定者）の氏名・略歴

福井 俊彦

昭和10年9月7日生まれ

昭和33年4月 日本銀行入行

平成6年12月 同副総裁

平成15年3月 同総裁

平成20年11月 当社特別顧問（現任）

河野 俊二

昭和2年8月1日生まれ

平成2年6月 東京海上火災保険(株)（現 東京海上日動火災保険(株)）  
代表取締役社長

平成8年6月 同代表取締役会長

平成13年6月 同相談役

平成15年6月 当社社外取締役（現任）

平成20年6月 東京海上日動火災保険(株)名誉顧問（現任）

金子 昌資

昭和14年3月2日生まれ

平成13年10月 (株)日興コーディアルグループ（現 日興シティホールディング  
ス(株)）代表取締役会長兼社長

平成17年6月 同取締役兼執行役会長

平成18年6月 当社社外取締役（現任）

宮崎 毅

昭和6年12月16日生まれ

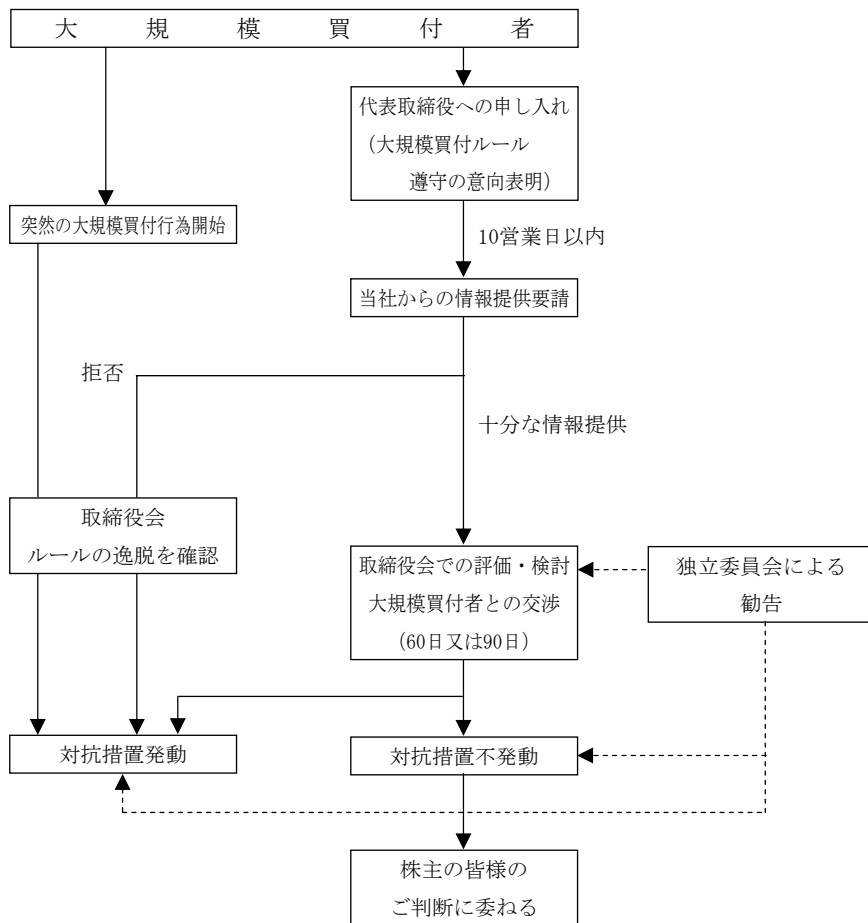
平成2年3月 三菱倉庫(株)代表取締役社長

平成10年6月 同代表取締役会長

平成15年6月 同相談役（現任）

平成19年6月 当社社外取締役（現任）

## 大規模買付行為への対応方針 概要図



(注) 上記は、本対応方針の内容をご理解しやすくするための概要図ですので、詳細につきましては本文をご参照下さい。

## 新株予約権概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき当社取締役会が別途定める割合で新株予約権を割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は12億8千7百万株を上限とする。但し、当社が株式分割、株式無償割当て、株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 4. 新株予約権の発行方法

新株予約権の無償割当ての方法とする。

### 5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

### 7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

### 8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

### 9. 取得条項付新株予約権

前述の本対応方針の内容において記載したとおり、当社が新株予約権を当社株式その他の財産と引き換えに取得できる旨の条項（取得条項）を設ける場合がある。

メ 毛 欄

